

総務省及び経済産業省による「AI事業者ガイドライン案」に関するパブリックコメント

2024年2月19日

一般社団法人 日本美術著作権連合

生成AIは、その利用者にとっては権利侵害の不安がなく安心して使え、また、クリエイターにとっては知らないところで自分の作品に対する権利侵害が生じるのではないかとの懸念が払拭できるよう、公正な利活用と適切な権利保護の両輪が相まってこそ、文化の振興・発展に寄与し得ると確信します。特に、特定のクリエイターの作風を模倣する生成AIの制作（学習）とその運用については、それが著作権侵害、特に30条の4但書に該当するかどうかは別として、クリエイターの利益を大きく阻害することになりかねず、許諾なく行われるべきではないと考えます。

具体的には、開発利用に関する何らかのルールを作成すべきであると考えます。例えば、開発の場面では学習対象とされることに対するオプトアウト、データセットに関する透明性の確保、利用の場面ではAIの生成物であることの表示、学習や利用などの各段階におけるガイドラインの制定などが考えられます。これらの点を、本編の「D-2) i. 適切なデータの学習」(p27)、「D-7) ii. 開発関連情報の文書化」(p29)、「U-7) i. 関連するステークホルダーへの説明」(p36)等に盛り込むべきと思料します。

以上